

令和2年12月定例会 第115号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

財産の譲渡及び条例の一部改正6件などを 含む15議案を可決

令和2年第4回定例会（12月議会）が、11月30日から12月11日までの12日間の会期で開催されました。本定例会には、条例の一部改正6件、6会計の補正予算、発議案など合わせて、15議案が提出され、全議案原案のとおり可決されました。
なお、今定例会における一般質問は9名、傍聴者は延べ22名でした。

議案審議

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を
求めることについて

旧栄町役場布鎌出張所前
掲示場について、その場所
一帯の土地を貸し付けるこ
とに伴い撤去することとし
たため、栄町公告式条例の
一部を改正する条例を制定
することについて専決処分
したので、議会に報告し、
承認を求めるとのものです。
議案第2号 全員賛成
栄町行政手続における特定
の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の
改正による幼児教育・保育
の無償化に伴い私立幼稚園
就園奨励費補助金交付事務
が廃止されたため、当該交
付事務を削除する改正を行
うものことです。

議案第3号 賛成多数
一般職の職員の給与に関
する条例及び栄町会計年度
任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例の一部を改
正する条例

令和2年人事院勧告に準じ
た千葉県職員の給与改定に係
る令和2年千葉県人事委員会
勧告を踏まえ、一般職の職員

及び会計年度任用職員の期末
手当の年間支給月数について
所要の改正を行うものです。
議案第4号 全員賛成
特別職の職員の給与及び
旅費に関する条例の一部を
改正する条例

一般職の職員の給与と改定
を踏まえ、特別職の期末手
当の年間支給月数につい
て、一般職の職員との均衡
を図るため、所要の改正を
行うものです。

議案第5号 全員賛成
地方税法等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

地方税法の改正により、
関係条例中の延滞金及び還
付加算金の割合の特例に関
する規定について同様の改
正を行うものです。

議案第6号 全員賛成
栄町国民健康保険条例
の一部を改正する条例

地方税法施行令の改正に
より、条例中の保険税の減
額に関する規定について同
様の改正を行うとともに、
保険税の課税限度額を法定
課税限度額まで引き上げる
などの改正を行うものです。

議案第7号 全員賛成
栄町火災予防条例の一部
を改正する条例

対象火気設備等の位置、
構造及び管理並びに対象火
気器具等の取扱いに関する
条例の制定に関する基準を
定める省令の改正に伴う基

準の細目の改正を踏まえ、
急速充電設備の基準など所
要の改正を行うものです。
議案第8号 全員賛成
財産の無償譲渡について

現在栄町名義となつてい
る須賀新田区が管理する4
筆の土地について、地縁法
人須賀新田区に無償で譲渡
するため、議会の議決を求
めるものです。

議案第9号 全員賛成
令和2年度栄町一般会計
補正予算（第7号）

歳入歳出それぞれ4、
368万4千円を増額し、
総額97億5,106万2千
円とするものです。
増額の主なものは、歳入

では、ふるさと応援寄付金、
矢口工業団地拡張事業特別
会計繰入金などによるもの
です。歳出では、高齢者
インフルエンザ予防接種事
業、給食センター建替事業、
基金の適正な確保と運用事
業などによるものです。

議案第10号 全員賛成
令和2年度栄町国民健康保
険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ
993万円を増額し、総額
28億1,252万7千円と
するものです。
増額の主なものは、歳入
では、保険給付費等交付金
によるものです。歳出で
は、一般被保険者高額療養
費などによるものです。

議案第11号 全員賛成

令和2年度栄町後期高齢
者医療特別会計補正予算
（第2号）

歳入歳出それぞれ96万
5千円を増額し、総額を
2億6,370万5千円と
するものです。
増額の主なものは、歳入
では、保険基金安定繰入金
などによるものです。歳出
では、保険料負担金などに
よるものです。

議案第12号 全員賛成
令和2年度栄町介護保険
特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ70万円
を減額し、総額を16億8,
678万9千円とするもの
です。
減額の主なものは、歳入
では、地域支援事業交付金
などによるものです。歳出
では、給料、職員手当など
によるものです。

議案第13号 全員賛成
令和2年度栄町矢口工業
団地拡張事業特別会計補正
予算（第1号）

歳入歳出それぞれ1,
949万円を増額し、総額
を6,749万円とするも
の
です。
増額の主なものは、歳入
では、前年度繰越金などに
よるものです。歳出では、一
般会計繰入金によるものです。

議案第14号 全員賛成
令和2年度栄町下水道事
業会計補正予算（第2号）

収益的収入の予定額を

6億1,115万8千円に、収益的支出の予定額を6億5,160万8千円にするとともに、資本的収入の予定額を3億1,070万円で、資本的支出の予定額を4億333万円にするものです。

収益的収入の主なもの、長期前受金戻入などの増額によるものです。収益的支出では、給料、手当などの減額によるものです。

資本的収入の主なものは、社会資本整備総合交付金などの減額によるものです。資本的支出では、公共施設設置工事などの増額によるものです。

発議案第1号 全員賛成

栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、議員の期末手当の年間支給月数について所要の改正を行うものです。

**町政のことが知りたい
一般質問**

気候変動適応法への町の取り組みについて

高萩 初枝
 近年、温暖化により各地で災害が多発しています。このような中、気候変動適応法が施行されました。

この法律の内容と町の取り組み、気温の上昇原因であるCO2の削減に積極的に取り組むべきだがどうか。さらに、計画や地域センター設置は。

この法律は、地球温暖化などに伴う気候変動による、生活・社会・経済及び自然環境などへの影響に対応するため、情報の提供、その他必要な措置を講じる事により、健康で文化的な生活の確保に寄与する事が目的となっている。

また、国の責務の他、地方公共団体の責務として気候変動に適切する施策の推進に努めることとされており、合わせて事業者や町民も施策に協力するよう努めるとされている。

栄町でも気候変動への適応策として、熱中症への注意喚起を行うとともに、災害に備え、ハザードマップの配布や避難場所の周知、更に冠水に備えた道路排水等の点検・清掃などを実施している。地球温暖化が人の活動に伴う温室効果ガスの排出が影響を与えている事を鑑みれば、CO2の削減に取り組む事は必要であると考えている。

地域気候変動適応計画では、その市町村の地域特性にに応じた気候変動による影響に対応するための計画となり、まちづくりを視野に

いれて、検討する事が必要になると考えている。地域気候変動適応センターについては、本年4月1日に千葉県において、設置をしており、町としては、町単独で設置するのではなく、千葉県で設置した地域気候変動適応センターと連携を図り、情報等を利用していききたいと考えている。

町道維持管理について

塚田 湧長

車道の常時点検に加え、歩行者及び幼児・高齢者の杖歩行、車いすなどが利用する県道・国道を問わず、全町内の道路両脇の歩道、側溝、路肩部分の通年の安全確保のため、点検の精度向上策を問います。

町民からの情報の対応については、職員が、情報提供者から直接、状況を聞き取り、すぐに対応できるものは職員で対応し、対応できないものについては、予算が必要なため、時間がかることなどを説明し、段階的に改善している。

国道、県道については、千葉県印旛土木事務所では、通常の点検パトロールに加えて、国道、県道すべの路線について、年1回歩いてパトロールを実施し、舗装の穴あき、道路付属物の破損等の危険個所の

確認を行い対応していることである。

町道については、歩行者からの情報のほか、歩道や緑道を職員が歩いて確認し根上がりなどの箇所を作成している。また、それらの箇所については、毎年、改善工事を実施している。

このほか、通学路については、年2回、教育委員会、PTA連絡協議会、警察署、道路の管理者などで構成される「栄町通学路交通安全推進会議」で通学路交通安全プログラムの点検を行い、点検の結果を踏まえて通学路の危険箇所を改善するための整備などを行っている。したがって、町民からの情報がないことをもって、歩行者のリスクを排除していることは無い。今後も、歩行者等の安全確保に努めていきたいと考えている。

ひきこもり支援について

早川 久美子

中高年のひきこもりは、当事者の高齢化・長期化・社会から孤立するなど問題になっていく。社会復帰する前の段階で地域住民と共に地元で貢献できるように仕組みや施設づくりが必要と思うが、町の考えを伺う。

中高年がひきこもりになったきっかけとしては、

「退職」が一番多く、次いで「人間関係」及び「病気」、「職場になじめない」などとなっている。

現在町としては、ひきこもりに特化した支援としては行っていないが、精神的な悩みを抱えている方のケアを主とし、併せて、ひきこもりの当事者や家族などの地域での孤立化を防ぐために、誰でも気軽に立ち寄れて相談ができる「心の相談」事業を行っている。次に、心の相談と同様に、外で楽しい時間を過ごすことなどを目的とした「デイケアクラブ」・「ほつとする」を行っている。次に、ひきこもり相談があった場合は、当課の精神保健福祉士などが当事者や家族に対し、面談による相談又は訪問による状況確認などを行い、千葉県ひきこもり支援地域支援センターへ繋いだり、町のデイケアクラブへの参加を促している。次に、精神的な障害が伴ってひきこもっていた方で就労意欲がある方などには、職場体験の場を提供する就労移行支援などに繋げていくことや、40歳未満の方には無料相談機である、ちば北総地域若者サポートステーションを紹介していくこととしている。まずは、ひきこもりの方を如何にして外出することがきるのかという

基本的な視点を念頭に置き、当面は、現在の支援体制により進めていきながら、併せてひきこもりの実態の把握に努めると共に先進自治体の状況等も調査し、栄町に適用したひきこもり支援の方法を探っていきたいと考えている。

農業の生産基盤整備について

問 町の農業を、将来にわたって持続可能とするためには、担い手農家への農地集積・集約化などにより、生産基盤の整備を図り、水田をフル活用した農業経営を国・県・町が支援していくことが重要と考えているが、町の見解を伺う。

藤村 勉

答 町の農業を持続可能とするために、農業経営の安定化や高付加価値化・農産物の6次産業化などの取り組みを推進していくことが重要と考えている。取組みの一つとして、担い手農家への農地集積・集約化などや、生産効率の向上ため、生産基盤の整備を図ることとしている。

基盤整備事業に係る、地元負担の町の考え方は、通常の場合は、町の土地改良事業補助金交付要綱では、事業費から国・県負担分を除いた、所謂、地元負担分の3割を町が補助することとしている。一方、「酒直南部地区」及び

「押付地区」の基盤整備事業については、町としては、当該事業に係る負担は無いものと考えていたが、今年度に入り、千葉県から、今回の「農地中間管理機構関連農地整備事業」で整備した場合、土地改良法で、「農家負担は徴しない」と規定されていることや、平成3年度に国が策定した、土地改良事業に関する事業費負担のガイドラインにおいて、地元負担20%のうち、本来農家が負担すべき12.5%分を国が負担し、残りの7.5%を町が負担することと規定されていることから、実質的に農家負担は発生せず、7.5%の町負担が発生し補助することになると聴いている。なお、基盤整備事業に関しては、採択要件である、区域内の中間管理権の設定が100%出来るのであれば、支援していきたいと考えている。

中長期的な財政見通しと必要な対処方策

岡本 雅道

問 今後栄町の財政を圧迫する要因は何か。また財政負担のピークはいつ訪れ、負担の度合いは過去と比べどの程度か。またそれを乗切らぬ今後どう対処するのか。

答 今後の財政運営に影響する主な要因は、令和2年度から15年ぐらいは退職者が多く、退職手当負担金として

基金を取り崩していく必要がある。また、印西地区環境整備事業組合や印西地区衛生組合の次期施設建設に係る負担金支出などである。今後の歳出を見通したときに、最も影響を受ける事業は、印西地区環境整備事業組合の新中間処理施設建設事業であり、大まかな見込みでは、ピークは令和7年度〜8年度となり、現在よりも2億円〜2億5千万円程度が必要になると考えている。

平成17年度当時と比べて困難さの度合いを財政健全化計画の取組前後の3ヶ年で比較すると、約4千万円の赤字となったことから、あくまでも単純ではあるが、年度平均で約2億3千万円の改革効果があったという見方もできる。

健全な財政運営を図るための方策については、歳入の確保はもろんのこと、継続的な行財政改革により、経費の削減や、優先度及び緊急度に応じた、選択と集中による事業の実施と、各事業について縮小・廃止を含めて要があると考えている。いずれにしても、安定的で持続可能な財政運営にむけて、全庁挙げて取り組む必要がある。そのため、中期財政見通しに策定したいと考えている。

大規模災害に備えた人材育成について

新井 茂美

問 昨今において、これまでに例のない災害が増加しており、住民の安全・安心を確保するためには、行政の力だけで対応する事は大変難しいと考えています。そこで町として大規模災害に備えた人材育成はどのような考えているのか。

答 防災士の養成及び栄町での登録者状況については、現時点において、町として防災士の養成する取り組みは行っていない。また、防災士の登録者の状況については、町として防災士の登録制度は設けていない。

町としては、災害時にボランティアとして活動いただける人材育成を目的に、本年度に予定したものの、コロナの関係で実施できなかった「栄町まちづくり大学防災学部」を、来年度に実施する予定であり、先ずは、この防災学部のカリキュラムの充実を図って、有事はもちろん、町や地域が行う防災訓練等に、積極的に協力いただける人材を育成していくこととして、資格取得費用の助成を行うことは考えていない。また、現時点では、千葉県災害対策コーティネーター養成講座を、栄町で開催すること

下水道事業の将来展望について

松島 一夫

問 下水道諸設備の今後のメンテナンス計画と収支予測に基づいて事業の安定的継続性について伺う。

答 今後のメンテナンス計画については、現在、栄町が保有している下水道施設の汚水については、終末処理場の管理棟、汚泥棟、放流ポンプ棟の計3棟の建屋などと、ポンプ場が4棟ある。雨水については、ポンプ場1棟がある。また、管渠は汚水管約103kmと雨水管約32kmの計約135kmを有している。

経営戦略の長期シミュレーションにより、概ね5年後までに施設の更新、改修等に要する費用は、約82億円の見込みとなっている。これらの更新・改修については、ストックマネジメント計画と総合地震対策計画に基づいて、優先順位を決めて実施している。収支予測は、支出予測は、メンテナンスには建設事業費の他に、維持管理費などがかかる。年間に掛る経費は、終末処理場等の維持管理など合計4億2千万円となっている。一方、収入予測は、下水道使用料金など約4億2千万円を見込んでいる。現在のところ現金を伴う収支については、

は考えていない。

安定しているところで、下水道を安心して利用して戴ける状況となっている。

課題としては、令和30年代に管渠更生を想定しており、かなりの事業量になるため、振り分けなどの調整をおこなう必要があると考える。

このことも含めて、大規模災害や突発的な事故などが無い限り、支障は出てこないものと考えている。なお、利用料金の改定については、今のところ予定はしていないが、将来的には必要になると考え、見直しをしないにかかわらず、3年から5年の間隔で近隣市町の状況を勘案しながら検討していくこととしている。

ゴミの収集について

石橋 善郎

問 ゴミ袋を集積所まで運んで行くのは当り前の事だと思っていたが、安食の町中（大驚神社前の通り）は道路側にゴミ袋を置けば、収集車が1戸1戸回収している様です。これはなぜですか。

答 安食の町中については、40年以上前からだと思われが道路脇からゴミを回収しており、地域住民に定着しているところである。この路線沿いについては、ご承知のとおり道幅が狭く、現在でも通勤時間帯などは交通量がとても多い状況にある。また、当時

は国道356号線バイパスも無く、今以上の交通量であり、国道及び県道を町民がごみを運ぶ事の危険性を考慮し、更に、この路線上に集積所を設けるスペースも見当たらない事から、現在の収集方法で実施されたものと考えている。集積所までごみを持っていく事が困難な高齢者等へのサービスについては、本年度、環境省において、高齢化社会に対応したごみ出し支援の試行また実証を行っている中で、早々にそういったサービスを行う事はできないが、一つの課題として国の動向等を確認していきたいと考えている。

平和施策について

大塚 佳弘

問 核兵器禁止条約が2021年1月22日発行されます。学校教育について、栄町、各市町のとりくみについて平和条約についての考え、日本政府に対して、条約に署名し、批准するように町として意見書を出してもらいたいというがどうか。

答 現在のところ、具体的な取組は行っていないが、また、今後も予定はないが、学校における平和に関する指導については、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて行っており、今後も引き続き適切に取り

組むよう指導していく。

平和条約の制定状況について調査したところ、まず印旛管内の9市町では、全て平和都市宣言は行なわれているが、平和条約を制定しているのは、県内では、佐倉市及び我孫子市の2市が平和条約を制定している。そのような現状もあり、今のところ、平和条約の制定は考えていないが、今後周辺市町村の制定の動向を注視していきたい。核兵器禁止条約を始め、国家間での条約や協定などの締結は外交上の問題を含めて政府の判断で行われるべきものと理解している。町が国に対して意見書を提出する立場ではないと考えている。意見書を決議している495の自治体内、千葉県では我孫子市と勝浦市が意見書を提出しているが、いずれも議会として意見書を提出している。その他の自治体も議会からの意見書となっており、市町村長名での意見書は数件となっている。そのようなことから、栄町としては、町長名で意見書を提出することは考えていない。

その他の一般質問

高萩 初枝

・コロナ禍による教育問題について

- 塚田 湧長
 - ・空家の適正管理について
 - ・独居の高齢者の支援について
- 早川 久美子
 - ・障がい者への支援について
 - ・不妊治療について
 - ・自転車保険加入の促進について
- 岡本 雅道
 - ・地区計画違反事案への対応
- 新井 茂美
 - ・移住・子育て等支援について
- 松島 一夫
 - ・矢口工業団地拡張事業特別会計について
- 石橋 善郎
 - ・潰瘍性大腸炎（指定難病97）について
- 大塚 佳弘
 - ・町有地について

令和2年第4回臨時会

- 10月臨時会が10月16日に招集され、5議案が原案のとおり可決されました。
- 議案第1号 全員賛成
- 防災行政無線屋外子局用バッテリー増設工事請負契約について
- 契約金額 8,250万円
- 契約先 株式会社日立国際電気
- 共ソリユーション営業部
- 議案第2号 全員賛成
- 財産の取得について
- 契約金額 2,915万円

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博（委員長）、高萩初枝（副委員長）
大野信正、大野博、塚田湧長、大塚佳弘

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 ☎ 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

3月定例会は、3月2日(火)～12日(金)までを予定しています。
※ 請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、2月24日(水)必着で提出くださるようお願いいたします。

- 契約先 株式会社大崎コンピュータエン지니어リング千葉支店
- 議案第3号 全員賛成
- 財産の取得について
- 契約金額 7,153万1,900円
- 契約先 株式会社内田洋行営業統括グループ
- 議案第4号 全員賛成
- 令和2年度栄町一般会計補正予算（第6号）
- 補正予算第1号 全員賛成
- 新議案第1号 全員賛成
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書